

令和8年

東部知多衛生組合議会
第1回定例会会議録

令和8年2月13日（金）開会

令和8年2月13日（金）閉会

東部知多衛生組合

令和8年東部知多衛生組合議会第1回定例会会議録

令和8年東部知多衛生組合議会第1回定例会は、令和8年2月13日東部知多クリーンセンター議場に招集された。

1 応招議員

1 番 早川高光 2 番 本田雅志 3 番 藤本宗久
5 番 岡島ゆみこ 6 番 林ゆきひろ
7 番 鏡味昭史 8 番 間瀬宗則 9 番 前田明弘
10 番 竹内卓美 11 番 新美三喜雄 12 番 伊東輝彦

2 不応招議員

4 番 近藤ひろひで

3 出席議員

応招議員と同じ

4 欠席議員

不応招議員と同じ

5 開閉の日時

令和8年2月13日（金）午後2時00分 開会
令和8年2月13日（金）午後3時06分 閉会

6 説明のため出席した者

管理者 岡村秀人 副管理者 小浮正典 副管理者 日高輝夫
副管理者 田中清高 副管理者 山口智絵子
事務局長 宇佐見恭裕 総務課長兼業務課長 三ツ矢 誠
総務課長補佐 浅田貴志 業務課長補佐 堀田正尊 総務課庶務係長 石咲美佳
業務課クリーンセンター係主査 青山一平

〈関係市町〉

大府市 市民協働部長 中村 浩 環境課長 太田雅之
豊明市 経済建設部長 星子恭士 環境課長 松本裕介
東浦町 地域創造部長 宇治田昌弘 環境課長 畔上 智
阿久比町 建設経済部長 小野寺哲哉 環境課長 河合裕司

7 職務のため議場に出席した者

書記 宇佐見恭裕 書記 三ツ矢 誠 書記 浅田貴志

8 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	一般質問	
日程第4	諸報告	例月出納検査の結果に関する報告について 定期監査の結果に関する報告について 東部知多衛生組合議会情報セキュリティポリシー策定に関する報告について
日程第5	議案第1号	令和7年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号）
日程第6	議案第2号	令和8年度東部知多衛生組合一般会計予算

○議長（早川高光）

皆さん、こんにちは。

令和7年度も残すところ1か月余りとなり、各市町におかれましては、3月定例会を間近に控え何かとお忙しい中、組合議会にお集まりいただき誠にありがとうございます。

会議に先立ちましてご報告をさせていただきます。

管理者から全員協議会の開催要望があり、先程の議会運営委員会に諮りまして、開催の了解をいただきました。定例会終了後、全員協議会を開催しますので、よろしく願います。

本日の会議には、傍聴者がございます。許可をしましたのでよろしく願います。

これより議事に入ります。

豊明市の近藤ひろひで議員からは、欠席の届出がありました。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

よって令和8年東部知多衛生組合議会第1回定例会は成立しますので開会します。

なお、地方自治法第121条の規定により、管理者以下、組合関係職員に出席を求めましたので、ご報告します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表により進めてまいりますので、よろしく願います。

ここで、管理者からご挨拶をいただきます。管理者。

○管理者（岡村秀人）

皆さま、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、令和8年東部知多衛生組合議会第1回定例会にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

議員の皆様方におかれましては、日頃から環境行政に深いご理解、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

全国的にリチウムイオン電池等の充電式電池を起因といたします火災が発生しております。この状況を踏まえ、リチウムイオン電池等の充電式電池を、効率的かつ安全に回収ができるよう、組合と各市町との間で調整を進めているところでございます。今後もクリーンセンターは、単にごみを処分する場所ではなく、ごみを資源に変え、エネルギーを生み出す循環型社会の拠点施設としての役割を果たしてまいります。

さて、本日の定例会には2件の議案をご提案申し上げております。

また、定例会終了後には、全員協議会を開催させていただき、「令和8年度から10年度までの実施計画」のご報告をさせていただきます。

議案等の内容は、後ほどご説明をさせていただきます。どうかよろしくご審議のうえ、お認め賜りますよう、お願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長（早川高光）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により議長において、5番岡島ゆみこ議員及び8番間瀬宗則議員を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

おはかりします。

本、定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本、定例会の会期は、本日1日と決定しました。

日程第3、「一般質問」を行います。

一般質問の時間制限等につきましては、通告、再質問及び答弁を含む全体で1人20分以内とし、あらかじめ議会運営委員会において、確認されております。

なお、一般質問の終了2分前にベルを鳴らし、終了時にはアラームでお知らせします。このほか、それぞれ申し合わせ事項に従いまして、進めてまいりますので、よろしくお願い致します。

それでは、6番林議員の一般質問を行います。

○6番議員（林ゆきひろ）

6番林ゆきひろ。それでは一般質問を始めさせていただきます。

質問事項は、住民の知る権利と住民への説明責任の観点から東部知多衛生組合の透明性向上を求めてということで、質問をさせていただきます。東部知多衛生組合は構成市町の負担金によって運営されており、住民生活に直結する公共性の高い事務を担っております。財務情報や住民の生活に関わる計画、あとは審議内容等ですね、住民にとってできるだけわかりやすく、いつでも確認できる状態であるということが望ましいというふうに考えております。

しかし、現在の組合のホームページでは、重要な情報の多くが確認できず、構成市町の情報公開、情報を公表している水準と比較しても著しく限定的であり、住民の知る権利の保障や住民への説明責任を果たす観点からも抜本的な改善が必要というふうに考えております。東部知多衛生組合における情報公開の考え方と現状、そして透明性向上に向けて以下の点について質問をいたします。

1点目、情報公開に対する組合の基本姿勢についてです。情報公開の基本姿勢、どのように認識されているのかをお伺いします。

2点目、以下の資料の公表状況。具体的な公表の方法であったりとか、公表の期間についてですけれども、公表していないものがあるのであれば、その理由についてもお尋ねいたします。

括弧 1、予算事項別明細書、決算事項別明細書、実績報告書等の財政資料ということで、予算書、決算書ですね、款項だけのものであれば確認ができるんですけども、それ以降の目節、事項別ということは確認ができませんので、そのあたりの状況、理由をお尋ねします。

括弧 2、議案・補正予算等の資料ですけれども、議案のタイトルは確認できるんですけども、中身が確認できません。議事録も載ってるんですけども、審議の議案の内容、具体的にどう変わるかは確認できない状況です。

括弧 3、実施計画、業務継続計画等の重要な計画、災害廃棄物処理計画と施設整備計画これは作成されていないということでお聞きしましたので、それ以外のところですね、本日配布されております実施計画や業務継続計画、BCPなんかもですね、非常に重要な計画だと思いますので、このあたりの公表状況をお尋ねします。

括弧 4、施設の更新、長期包括運營業務等の重要な決定に係る検討過程ということで、前回の一般質問でもお尋ねしましたが、こういった大きな事業の検討の過程なんかも公表状況をお聞かせください。

括弧 5、入札結果やプロポーザルの審査結果、モニタリング結果ということで、様々な業務で入札されていると思うんですけども、どれだけの事業者が入札してとか、そういったところが確認ができないので、そのあたりの公表状況がどのようになっているのか。これは前回の一般質問の中で、モニタリング結果が日々そういった事業者と打ち合わせをしていて情報共有ができているから、今のこと考えてないよというような回答だったと思うんですけども、住民からするとですね、どのような運営をしているかというのはわからないという状況ですので、職員が確認しているからということではなくて、住民側への説明責任であったりとか、住民が確認ができるかどうかという観点でその事業者のモニタリング、それが実施されているということであれば、評価を公表すべきではないかなと思うんですけども、そのあたりのお考えもお聞かせいただければと思います。

そして最後に、透明性向上に向けた改善の取り組みということなんですけれども、今まで言っていましたところがホームページ上でですね確認ができなかったなという項目、資料でありまして、東部知多衛生組合の構成市町の情報開示の水準と比較してですね、公表されていない部分が多いというふうに感じておりますので、早急に改善すべきだと思っておりますけれども、そのあたりの考えをお聞かせください。以上です。

○議長（早川高光）

お答え願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

私からは、「住民の知る権利と住民への説明責任の観点から東部知多衛生組合の透明性向上を求めて」の1点目、「情報公開に対する基本姿勢について」お答えいたします。2点目以降は事務局長の方から答弁をさせていただきます。

情報公開に対する基本的な認識でございますけれども、情報公開は公正で民主的な組合の行政を推進して行くうえでの基礎となるものでございます。また、組合の保有する情報を広く住民の方に公開していくことは、組合の行政に対する住民の理解を深め、住民と組合の信頼関係を増進していくうえで不可欠なものであると考えております。

こういった基本的認識のもとに、平成13年東部知多衛生組合情報公開条例というのを作りました。その条例の中には住民の知る権利というのを尊重して、組合の保有する行政

文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報提供に関する施策の充実を図るということを目的に、この条例を制定しているところでございます。

そして、条例の基本的な考え方に基つきまして、情報公開にあたりましては、誰もが迅速かつ容易に知りたい情報を入手できるよう、組合ウェブサイトをはじめ、組合構成市町の広報、ウェブサイトなど、多様な手段を活用して情報発信に積極的に努めているところでございます。

令和4年には東部知多衛生組合公告式条例を改正いたしまして、条例の公布等、重要な事項はウェブサイトで公表するように改め、令和5年10月には組合のウェブサイトのリニューアルいたしまして、スマートフォンをはじめ、新しい情報通信機器の普及に伴う多様化する住民の情報収集手段に対応できるようにしているところでございます。このようにしてリニューアルしましたウェブサイトでは、家庭ごみの搬入早見表、温水プールの利用案内等、住民生活に関係が深く、ニーズの高い情報の充実に取り組んでいるところでございます。

引き続きウェブサイトなどの手段を用い、組合の情報を知りたいと思っている人に理解しやすい形で、いつでも、誰でも、どこからでも、時間と場所を超えて情報を取得することができるよう情報公開し、説明責任を果たしてまいります。以上です。

○議長（早川高光）

事務局長。

○事務局長（宇佐見恭裕）

2点目「以下の公表状況（公表方法、公表期間）と、その理由について」の各項目及び「透明性向上に向けた改善について」についてお答えさせていただきます。

始めに「以下の公表状況（公表方法、公表期間）と、その理由について」の1項目目の「予算事項別明細書、決算事項別明細書、実績報告書等の財政資料」については、当組合ウェブサイトの東部知多衛生組合からのお知らせの中で公開をしております。また、財政状況につきましては、半期ごとに執行状況も公開をしております。

次に、2項目目の「議案、補正予算等の議会資料」につきましては、議案及び審査結果とともに、会議録を掲載し、議会情報を発信しております。審査結果及び会議録につきましては、平成23年第1回定例会から掲載をしております。

次に、3項目目の「実施計画、業務継続計画、災害廃棄物処理計画、施設整備計画等の重要な計画」につきましては、組合の内部事務に関わる計画となっております。不特定多数の方への閲覧に適さないと判断し、ウェブサイトでの公開はしていません。また、実施計画に関しては毎年度策定し、全員協議会において組合議会議員及び組合市町に報告しています。

なお、組合で策定したその他の計画のうち、特定事業主行動計画、障害者活躍推進計画、東部知多地域循環型社会形成推進地域計画を掲載し、組合の方針や取組結果を公表しております。

次に、4項目目の「施設更新、長期包括運營業務等の重要な決定にかかわる検討過程」につきましては、検討組織体が審議会等でないため、公開の対象となっております。完成したごみ処理施設、粗大ごみ処理施設、浄化センター、温水プールの工期、工事費等、各施設の概要等、各種情報をウェブサイト公開するとともに、パンフレットを作成し、配布をしております。

次に、5項目目の「入札結果やプロポーザル審査結果、モニタリング結果」につきましては、毎年度当初に発注予定工事を公表し、入札結果はクリーンセンター1階エントランスホールで掲示をしております。次に、プロポーザル審査結果につきましては、今年度住友重機械温水プールの次期管理業務委託事業者をプロポーザルで選定をいたします。選定に関わるスケジュール、仕様書、実施要領はウェブサイトで公開し、審査結果は今後ウェブサイトで公開する予定でございます。モニタリング結果は、年度単位で浄化センターのし尿、浄化槽汚泥搬入量、クリーンセンターの環境測定結果、ごみ搬入量及び一般廃棄物処理施設の維持管理に関する情報として炉内のガス温度等の結果を公表しております。なお、可燃ごみ処理施設長期包括運營業務委託につきましては、10年契約のうち、5年を経過します令和9年度にこれまでの振り返りと、次年度以降の見込みについてモニタリング調査を実施する予定でございます。

公表期間につきましては、公表内容により異なっておりますが、新たな情報を公開するタイミングで随時更新をしております。

3点目「透明性向上に向けた改善について」でございますが、東部知多衛生組合のウェブサイトは平成15年5月から公開を開始し、組合に関する情報を発信してまいりました。令和5年10月には、より利便性を高め、情報を取得しやすくできるよう、ウェブサイトのデザインを一新してリニューアルいたしました。

リニューアルに当たっては、ユニバーサルデザインフォントを採用し、年代を問わず見ていただきやすいデザイン、及びスマートフォンで閲覧しやすいレイアウトにするとともに、コンテンツを整理し、サイトマップや検索エンジンを設置し、目的とする情報を早く閲覧することができるよう工夫をしております。また、ウェブサイトにお問い合わせフォームを設け、ごみの持ち込みを始め、メールでの問い合わせに対応をしております。

なお、コンテンツを整理する際には掲載情報を精査し、新たに施設見学、ごみの持ち込みの可否、温水プールの営業カレンダー等、住民が必要とする情報を掲載しました。令和4年には利便性を向上させるため、大府市公告式条例に倣って東部知多衛生組合公告式条例を改正いたしまして、条例の公布、予算・決算の情報等をウェブサイトに表示するよう改め、組合の情報を広く公開しております。情報公開に対しては、ウェブサイトという手段を通して組合の情報を広く発信し、双方向での情報交換に努めているところでございます。

東部知多衛生組合では、平成13年に東部知多衛生組合情報公開条例を制定し、平成17年には東部知多衛生組合情報公開・個人情報保護審議会条例に基づき、東部知多衛生組合情報公開・個人情報保護審議会を設置いたしました。開示請求の際は、受理から決定、内容等の対応について、弁護士等の有識者に諮るとともに、年度ごとの実施状況を報告し、ウェブサイトに公表をしております。情報公開につきましては、審議会への諮問を通して対応等を審議いただきまして、透明性を確保してまいります。

知りたい情報を住民が容易に取得できるよう、主体的に公開する姿勢を取ることが大切であると考えておまして、今後もこの姿勢を堅持してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（早川高光）

答弁終わりました。再質問がありましたら、挙手をお願いします。

6番、林議員。

○6番議員（林ゆきひろ）

様々な答弁ありがとうございます。それでは再質問をさせていただきます。先ほど、説明あったように、情報公開条例の中でも住民の知る権利を尊重するという、それから情報提供に関する施策の充実を図っていくということで記載がされております。その中で、やはりですね、先ほどおっしゃってましたけれども、公表できるものは公表していくということが必要だというふうに思います。

それで、各細かいところで資料で言っていきますと、先ほど申し上げたんですけども、予算書や決算書、実績報告書なんかも、これも掲載されてないんですよ。款項まで出てるんですけど、目節それから細かいところ、要するに議会で配布されているような、そういった決算書、予算書、予算説明書、そういったものは全然上がっていない。

それから、事業者の入札が行われた時に、どの事業者に決まったのかだったりとか、随意契約の決まった事業者、あるいは金額、そういったことも決算の実績報告書の中にはあるんですけども、それが上がっていないのでホームページ上では確認ができないというところなんです。ぜひそのあたりもですね、しっかり公表していただきたいということ、それから、3番目の実施計画なんかでもですね、議会の中で配布はされているんですけども、それがやっぱり計上されていないというところがありますので、それもぜひ公表していただきたいということ、それから、施設の更新だったりとか、あと、長期包括運営の業務、これ検討するうえでの検討過程、先ほど、答弁の中ではですね、実施が決まった後に説明しているというようなお話しに聞こえたんですけども、そうではなくて、検討している過程の中でちゃんと公表されていたのか、あるいは、どういう調査結果が出て、そういったことでここに決まったんだということがちゃんと公表されているのかどうか、今、現時点では、ここに決まったよということだけはわかるんですけど、どういう過程を経てだったのかということがわかりませんので、そのあたりもぜひ公表していただきたい。そのあたりの考え。それから、あと、入札の結果なんかでもですね、他の自治体、一般的な自治体ですと、電子入札システムで過去のものまで、どういうふうな入札状況で結果が出てるのかということが全部記録されているんですよ。ここの組合ですと電子情報システムは入ってないので、そういったものがないんですけども、PDFにしてですね、ホームページに上げることはできると思いますので、過去のものもしっかりと掲載していただきたい。

一時期だけ閲覧ということでは不十分だと思っておりますので、少なくともですね、やはり構成市町における公表しているような状況、そういったものを考えて、そこに水準を合わせてぜひ公表していただきたい。そのあたりの考えを聞かせていただきたいです。

○議長（早川高光）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（宇佐見恭裕）

まず当初予算書とかですね、決算書のウェブサイトの公開についてなんですけれども、現在も先ほど議員おっしゃられたように、全部細かくは分からないんですが、載せているよというようなことで、現在の個票の表記がさらに複雑化をして、わかりにくくなるみたいな可能性も考えられますので、今後の検討課題とさせていただきたいなと思っております。

それからですね、実施計画、先ほどお話したとおりですね、組合議会の議員さんの皆さまと、組合市町の方には本日ご説明をさせていただいて、ご報告させていただきます。そ

れをもってむしろ議員の皆さんがお手持ちのもので説明をしてもらおうと、それはさらに伝わるのかなど。組合の方がホームページに載せて、これで説明責任を果たしましたよと言うよりも、議員さんの口の方からですね、ご説明いただいたほうがよりいいのかなというふうにも感じております。

それから入札結果ですね。先ほど議員おっしゃられたとおり、こちらの方は電子入札となっておりますので、紙の形で現在掲示をしております。今後、こちらについては、必要があればということになると思うんですけども、現状、特に支障が出ていないものですから、このままいきたいというふうに考えております。

引き続き、情報の提供については、できる限り基本はすべて公開というような形でやっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、あとBCPの関係なんですけども、何か事が起きた時の業務継続の関係でございます。

○議長（早川高光）

時間がまいりましたので6番林議員の一般質問を終わります。

○議長（早川高光）

日程第4、「諸報告」を行います。

私からご報告申し上げます。

過日、監査委員から議長宛てに、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年7月分から12月分の例月出納検査の結果に関する報告が、また、地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果に関する報告がそれぞれ提出されました。

お手元にそれぞれの報告書の写しを配布しておりますので、これをもって報告とさせていただきます。

また、東部知多衛生組合議会情報セキュリティポリシーについては、議会運営委員会において策定し、議員の皆様方には、改めて「東部知多衛生組合議会情報セキュリティ基本方針及び対策基準」を配付いたしましたので、ご承知置きいただきますようお願いいたします。

以上で、諸報告を終わります。

日程第5、議案第1号「令和7年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。管理者。

○管理者（岡村秀人）

議案第1号「令和7年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号）」の提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由は、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、補正予算を調整し議会に提出するものです。

議案の第1条第1項にございますように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1億144万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億3,554万3千円とするものです。

内容の詳細につきましては、事務局長が説明いたします。よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早川高光）

事務局長。

○事務局長（宇佐見恭裕）

それでは、議案第1号「令和7年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号）」の内容を説明させていただきます。

議案の表紙をご覧ください。

第1条第1項、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億144万7千円を減額し、予算総額を29億3,554万3千円とする減額補正でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

歳入から事項別に説明をいたします。補正予算第1号の概要と併せてご覧いただくとありがたいです。

1款・1項・1目・負担金は、1億5,634万7千円の減額です。歳入における繰越金の増額と使用料及び手数料、諸収入の減額に伴う整理とともに、歳出における給料、職員手当等の増額及び需用費、委託料、工事請負費等の減額に伴う整理によるものでございます。また、組合市町の負担金の減額につきましては、説明欄のとおりでございます。

2款・1項・2目・クリーンセンター使用料は、事業系有料ごみが300トンの増加が見込まれるものの、能登半島地震の災害廃棄物の受入れが408.3トン見込みを下回ったため、216万6千円の減額です。

4款・1項・1目・繰越金は、6,806万6千円の増額で、令和6年度決算の結果によるものです。

5款・2項・1目・雑入は、1,100万円の減額です。

減額の理由は、ごみ処理量が減ったことにより、発電量が減少したことに伴う可燃ごみ処理施設発電電力売払収入の減によるものです。

次に、歳出、6ページをお願いいたします。

2款・1項・1目・一般管理費は、614万円の減額です。

給料13万円、職員手当等21万円の増額は、給与改定によるものです。負担金、補助及び交付金648万円の減額は、退職手当組合負担金は給与改定により増額となるものの、派遣職員負担金を実績により減額とするため、総額では減額となっております。

3款・1項・1目・浄化センター管理費は、884万6千円の減額です。

需用費300万円の減額は、光熱水費の電気料金が見込みを下回ったためです。

委託料323万9千円の減額は、5件の契約執行残によるものです。

工事請負費260万7千円の減額は、5件の契約執行残によるものです。

2目・クリーンセンター管理費は、8,100万6千円の減額です。

給料11万円、職員手当等13万円、7ページ、負担金、補助及び交付金2万円の増額は、給与改定によるものです。

委託料7,890万6千円の減額は、3件の契約執行残による減額と、説明欄の上から4行目の可燃ごみ処理施設長期包括運營業務委託料7,800万円の減額によるものです。可燃ごみ処理施設長期包括運營業務委託料の減額の理由は、ごみ処理量の減少と、コース単価が見込みを下回ったためでございます。

工事請負費220万円の減額は、1件の契約執行残によるものです。

公課費16万円の減額は、汚染負荷量賦課金の金額確定によるものでございます。

4目・大東最終処分場管理費は、181万5千円の減額です。

需用費60万円の減額は、光熱水費の電気料金が見込みを下回ったためです。

また、委託料 2 件の契約執行残、及び工事請負費 1 件の契約執行残によるものです。
2 項・1 目・温水プール管理費は、364 万円の減額です。
需用費 300 万円の減額は、光熱水費の電気料金が見込みを下回ったためでございます。
委託料 64 万円の減額は、2 件の契約執行残によるものでございます。

8 ページ以降は、給与費明細書、債務負担行為及び地方債に関する調書でございます。
なお、参考資料としまして、令和 7 年度補正予算の概要及び負担金明細表を配布させていただきます。

以上で、議案第 1 号「令和 7 年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第 1 号）」の説明を終わります。

○議長（早川高光）

これより質疑に入ります。

質問等がありましたら、ページ数を指摘のうえ発言をお願いします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。最初に反対の討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

賛成の討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。これより議案第 1 号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

よって、議案第 1 号「令和 7 年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 6、議案第 2 号「令和 8 年度東部知多衛生組合一般会計予算」を議題とします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。管理者。

○管理者（岡村秀人）

議案第 2 号「令和 8 年度東部知多衛生組合一般会計予算」の提案理由のご説明を申し上げます。提案理由は、地方自治法第 211 条の規定に基づき、予算を調整し、議会に提出するものであります。

議案の第 1 条第 1 項をご覧ください。令和 8 年度予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、30 億 3,376 万 7 千円とするものです。

年間を通して各施設の安定した運転管理を図り、効率的かつ効果的に事業全体が実施できるように歳出全般を精査し、予算編成をしております。

内容の詳細につきましては、事務局長が説明いたします。よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早川高光）

事務局長。

○事務局長（宇佐見恭裕）

それでは、議案第 2 号「令和 8 年度東部知多衛生組合一般会計予算」の内容を説明させていただきます。議案をご覧ください。

第1条第1項に定める、令和8年度当初予算の総額は、30億3,376万7千円です。令和7年度当初予算との比較では、322万3千円の減額、率にして0.1%の減となります。

続きまして5ページをお願いします。歳入からご説明を申し上げます。

1款・1項・1目 負担金26億2,173万9千円は、前年度比2,478万6千円の増額です。この要因は、使用料及び手数料を始めとする歳入の減によるものと、歳出の委託料及び工事請負費における人件費、資材費等の上昇に伴う支出の増によるものです。

次に、2款の中段、2目 クリーンセンター使用料2億2,000万4千円は、前年度比1,500万円の減額です。令和8年度は、災害廃棄物の受入れを見込まないことによるものです。

なお、組合市町から持ち込まれます有料ごみは、年間搬入量を家庭系ごみが2,000トン、事業系ごみが9,000トン、合計11,000トンと見込んでおります。

3目 温水プール使用料1,529万8千円は、前年度と同額です。令和8年度は、年間入場者数を大人37,000人、子供(小人)16,280人と見込んでおります。

次に、3款・1項・1目 財産貸付収入408万1千円は、葭野最終処分場跡地を駐車場用地として貸し付けることによる収入で、前年度と同額となっております。

2項・1目 生産品売払収入819万3千円は、不燃ごみの中から回収される鉄470トン、アルミ18トンの売払収入が主なものです。鉄の売却価格の値下がりにより、前年度比235万円の減額となっております。

2目 物品売払収入10万円は、浄化センターで使用している老朽化した2トンダンプ売却に係る収入です。

6ページをご覧ください。

4款・1項・1目 繰越金3,000万円は、前年度と同額です。

次に、5款・2項・1目 雑入1億3,404万7千円は、前年度比1,094万円の減額です。これは、説明欄の下から4行目の可燃ごみ処理施設発電電力売払収入によるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

1款 議会費 49万9千円は、前年度と同額です。主なものは12人分の議員報酬でございます。

次に、2款 総務費・1項・1目 一般管理費5,934万4千円は、前年度比1,791万2千円の減額となっております。人件費の減、委託料並びに負担金、補助及び交付金の減額によるものです。1節 報酬6万4千円は、前年度と同額です。2節 給料から4節 共済費までは、庶務担当職員2人分の人件費でございます。

8ページをお願いいたします。

12節 委託料373万8千円は、健康診断委託料始め7件の委託料で、前年度比285万2千円の減額は、令和7年度予算で計上したウェブ回線改修委託の完了によるものでございます。18節 負担金、補助及び交付金3,589万3千円は、前年度比587万3千円の減額です。主な要因は、8ページ説明欄、下から2番目派遣職員負担金の減によるものです。

9ページをお願いいたします。

2項・1目 監査委員費 11万8千円は、前年度と同額です。

次に、3款 衛生費・1項・1目 浄化センター管理費 2億1,370万9千円は、前年度比 599万2千円の増額です。増額の主な要因は、委託料並びに使用料及び賃借料等によるものです。2節 給料から4節 共済費までは、浄化センター職員2人分の人件費です。10ページをお願いいたします。

10節 需用費 7,597万9千円は、前年度比 33万2千円の増額です。

消耗品費 2,110万5千円は、主に処理薬剤及び機械部品の購入費でございます。

光熱水費 4,826万4千円は、主に電気料です。修繕料 555万4千円は、機械設備及び車両の修繕でございます。12節 委託料 6,766万9千円は、浄化センター運転管理委託料等 16件の委託料で、前年度比 1,001万5千円の増額です。

11ページをお願いいたします。

14節 工事請負費 3,694万9千円は、除鉄除マンガン装置ろ材取替工事始め6件の工事請負費でございます。前年度比 915万2千円の減額で、主な要因は、令和7年度予算で計上した熱交換器補修工事等の完了によるものでございます。

12ページをお願いいたします。

2目 クリーンセンター管理費 16億4,304万5千円は、前年度比 321万3千円の減額です。減額の主な要因は、工事請負費によるものでございます。2節 給料から4節 共済費までは、クリーンセンター職員3人分の人件費でございます。10節 需用費 4,604万5千円は、前年度比 65万2千円の増額です。

消耗品費 360万5千円は、主に機械部品類及び機器・電気部品類等の購入費でございます。光熱水費 3,486万円は主に電気料です。修繕料 720万1千円は、機械設備及び車両の修繕です。

13ページをお願いします。

12節 委託料 15億3,539万4千円は、廃棄物埋立処分委託料始め 23件の委託料でございます。熔融飛灰の受入れ先として、新たに2か所の処分場への搬入を開始します。前年度比 8,858万8千円の増額となっております。

14ページをお願いします。

14節 工事請負費 2,687万3千円は、金属プレス補修工事始め7件の工事請負費です。前年度比 9,412万7千円の減額で、主な要因は、令和7年度予算で計上した不燃ごみ破碎機補修工事の完了によるものでございます。

15ページをお願いいたします。

3目 洲崎最終処分場管理費 587万3千円は、前年度比 48万円の減額で、主な要因は令和7年度予算に計上した設備修繕が完了したことなどによるものでございます。

4目 大東最終処分場管理費 1,198万6千円は、前年度比 927万5千円の減額です。減額の主な要因は、需用費及び令和7年度予算で計上した工事の完了によるものでございます。

10節 需用費 471万9千円は、前年度比 96万9千円の減額です。

消耗品費 89万5千円は、主に処理薬剤及び機械部品の購入費でございます。令和8年度は機械部品の購入予定が少ないため減額となっております。光熱水費 264万円は、電気料でございます。

修繕料 118万4千円は、機械設備の修繕費用及び油圧ショベルの修繕費用でございます。

す。12節 委託料707万9千円は、除草作業委託料始め8件の委託料です。

16ページをお願いいたします。

2項・1目 温水プール管理費9,934万3千円は、前年度比2,212万6千円の増額です。増額の主な要因は、業務の実態に応じた人件費の整理と、需用費及びプール管理業務委託料等によるものでございます。

2節 給料から4節 共済費までは、温水プール職員1人分の人件費でございます。10節 需用費2,872万5千円は、前年度比38万8千円の増額で、光熱水費等によるものでございます。

17ページをお願いいたします。

12節 委託料5,017万3千円は、プール日常清掃委託料始め14件の委託料です。プール管理業務委託の契約を更新し、令和8年度から5年間の長期継続契約を行います。前年度比995万円の増額となっております。13節 使用料及び賃借料603万7千円は、プール利用者の車両駐車場の用地借上料及び下水道使用料が主なものです。

18ページをお願いいたします。

14節 工事請負費253万円は、前年度比27万5千円の増額となっております。

4款 公債費・1項・1目 元金9億7,806万6千円は、前年度比99万8千円の増額です。

2目 利子1,178万4千円は、前年度比145万9千円の減額となっております。最終処分場建設事業債始め4件の利子の償還金でございます。

5款 予備費1千万円は、前年度と同額です。

なお、19ページ以降は、給与費明細書、債務負担行為支出予定額に関する調書及び地方債残高調書となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

また、参考資料といたしまして、令和8年度当初予算の概要と市町負担金明細表などを配付させていただきました。

以上で、議案第2号「令和8年度東部知多衛生組合一般会計予算」の説明を終わります。

○議長（早川高光）

これより質疑に入ります。

質問等がありましたら、ページ数を指摘のうえ発言を願います。質疑はありませんか。

6番林議員。

○6番議員（林ゆきひろ）

議案第2号の令和8年度の一般会計予算について、大きく3項目質問させていただきます。

1点目は、予算概要1ページ目の真ん中より少し上の使用料及び手数料の中で、今回減額ということで、これは補正予算でもあったんですけども、災害廃棄物の受入れですね。補正予算で見込みを下回って減額されていたんですけども、今回、この当初予算の方ではゼロというような状況です。これは、まず一旦終了したというふうに捉えていいのでしょうか。能登半島の地震における災害廃棄物の処理だというふうに認識しているんですけども、もし今後の見通しとか、今後あり得るのか、現在の状況等分かればそのあたりもお聞かせいただければと思います。

2点目。予算書の13ページで、予算概要でいいますと、2ページの下あたりのところのクリーンセンター管理委託料のところ。廃棄物埋立処分の委託料で4,016万1

千円ということであるんですけども、昨年度と比較しますと、およそ倍の金額ということで、かなり金額が増額しています。まず、この金額の増額理由を説明していただきたい。それから、この予算概要の説明のところに、処分場を現在のアセックのところから、その他秋田県や三重県の方に処分場へ搬入するということが記載があるんですけども、これはなぜそういうふうに、秋田県や三重県に搬入することにしたのか。それから、それぞれの搬入量の見込みと単価も合わせてお聞かせいただければと思います。

3点目。委託料がいろいろ増額している部分が多く見られます。賃金の上昇とか物価高騰に合わせてだとは思いますが、それにしても結構増加率が高いところもいくつか見られます。

例えば予算概要の2ページの真ん中あたりにあります、浄化センターの運転管理委託料で4,862万円。これ、前年度と比較しまして、約10%ほど増加しております。同じページですね、下から3つ目の不燃ごみの処理施設の運転管理委託料の9,570万。これも前年度と比較して約10%ほど増加していると。あと予算概要の3ページの真ん中より少し下のところにあります、プールの管理業務委託料4,070万。こちらも前年度と比較しまして、これは約30%増加しているような状況ですね。

例えば一方で、予算書の22ページ。こちらを見ますと職員の給与改定というのが載ってまして、給与改定率は大体3.11%で、5%もいかないぐらいなんです。賃金上昇等いろいろ考えたとしても、やはりこの委託料10%、あるいは30%っていうのはすごく高く感じるんですけども、このあたりの理由と、委託の中で業務内容が何か変更とか追加があったらそこを説明いただきたい。例にあげた3つの委託です。浄化センターと不燃ごみとプールの管理です。お聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（早川高光）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（宇佐見恭裕）

まず、災害廃棄物の関係でございます。こちらの方は、今年度をもってこちらへは搬入しないということで連絡がきておりますので、今年度以降は現在のところ、受け入れる予定はないということでご理解いただければ結構です。

それから、次に溶融飛灰の関係でございます。溶融飛灰の関係なんですけども、アセック、これ武豊町にあるところなんですけども、こちら埋立期間がですね、平成23年3月から始まりまして、令和14年までの22年間という予定で運用してきておりますが、令和5年度までの埋立てのペースで続くと、あと5年で受入れができないというような話になりまして、令和6年度から搬入する規制がかかりまして、上限が東部知多衛生組合は1,100トンということになりました。1,400トン出ていた溶融飛灰の分、300トン分を令和6年度からメルテックという会社で資源化をさせていただきまして、ここで300トン減らしました。今回、新たに先ほど議員が仰られたとおり、2か所での溶融飛灰の受入れの方を検討しております。

1件目が、お話がありました三重県の三重中央開発というところ、それからもう1件が秋田県にあるエコシステム花岡というところで、100トンずつということで、200トン処理したいというふうに考えておりまして、処分の単価としましては、1トン当たりの単価、処分費用になるんですけど、まずアセックの方が4万円超えぐらいです。それか

ら三重中央開発、こちらが4万2,000円程度。それから、秋田のエコシステム花岡の方が3万9,400円程度ということで、あと、資源化しているメルテックの方が、8万7,220円となっております。なぜこのような形になったかという、アセックの方は、今回搬入量の規制をかけずに、搬入の単価の方を新年度から上げたいというような申出もございました。この調子でいきますと、ずっと右肩上がりですら処分費用がかかっていってしまいますので、少しでもリスクを避けるためということで、新たに2か所のところにお声がけをさせていただいて、まずは100トンずつ処理をさせていただき、今後関係ができましたら、少しずつ増やしていくというような形で考えております。

浄化センターの管理委託についてでございます。こちらは5人の方で運営をしていただいております。こちらの人件費の方が若干上がっております。それからもう1つ、10月から先ほどお話をいただいたダンプを1台廃車にさせていただきまして、10月から3トンダンプのリースの方を事業者の方に開始させますので、そちらのリース代の方が予算化されております。組合所有のダンプはこれで廃車ということになります。

次に、不燃ごみ処理施設の運転管理委託ですけれども、こちらは、通常は10人体制で仕事をいただいております。金額の算定については廃棄物処理施設維持管理業務積算要領というものを基に算出させていただいております。こちらの方は、人件費の増ということになっております。

それから、プール管理委託料の方ですけれども、こちらの方が令和8年の3月31日に5年間の長期継続契約が終了します。今後5年間の施設の安全な運営と利用者の増加を図るために、入札ではなくプロポーザル方式での事業者を選定する予定でありまして、年間約1,000万円の委託料が増となっております。この1,000万円という増なんですけれども、今回の5年間の長期継続をする前の年の令和2年度の年間の委託料が、4,473万円だったということでありまして、その時から入札の効果によって、3,000万円そこそこということで、非常に安価で契約することができておりました。ですが、今回プロポーザルをするにあたって限度額を積算する際に、業務の性格上、大半が人件費でございますし、元々4,400万円ほどかかっていたということもございますので、今回、4,070万というような形での積算となっております。以上です。

○議長（早川高光）

答弁終わりました。6番林議員。

○6番議員（林ゆきひろ）

はい。ありがとうございます。再質問ですけれども、1点目ですね。災害廃棄物の処理はしないということで、これは承知しました。

2点目、廃棄物の埋立て処分ですら溶融飛灰の量ですね。これ、過去の決算資料等を見ていると年々減少傾向でありまして、先ほどの話ですと、秋田県で100トン、三重県の方で100トンということで、あとはメルテックでの資源化が300トンというふうになると、かなり減少すると思うんですね。700トンか800トンいかないぐらいになるんじゃないかなと思うんですけども、それも見込んで積算はきちんとされているのでしょうか。ただ、これを見ると結構処理量が、1,400トンほどで見込んでいような気がするんですけども、処理量が増えるような気がするんですけども、そのあたりの積算、もう少し説明していただきたいことと、あとですね、環境に配慮する、資源化ということもあるんじゃないかなと思いますけれども、これはもう今後増やすとか、そういうことは考えてな

かったのでしょうか。あとは、委託料のところですね。賃金の上昇、まず浄化センターの運転管理の方は、リース代が入ってということがありました。それから不燃ごみの方は10人体制で、これはもう全部人件費ということなんですよね。これ決算の資料の方ですと、これ随意契約なんです、この2つは。なので、おそらくこれ来年度も随意契約なのかなと思うんですけども、これは他に運営できるような事業者はないのでしょうか。同様のこう類似の施設は全国にないのかということと、随意契約ですと、事業者が見積りを持ってきたものを、そのまま載せてしまってるんじゃないかなと思うんですけども、これはどういうふうに積算をされて、ここに計上されてきてるのでしょうか。

○議長（早川高光）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（宇佐見恭裕）

飛灰の量のことですが、確かにごみの処分量が減ってきます。減ってきますと、当然飛灰の方も減ってまいります。ただ、ごみを処分する量を見込んでいて、ごみ処理量よりも飛灰を少し余分に見ているところがあるんですけども、今回、この飛灰の処理をするところの金額の積算の中で、三重中央開発とヒアリングをした時に、今提示されている金額が少し不明瞭なところがありまして、もう一度三重の方で焼却をして、さらに少なくしてから埋める話が出ておりまして、そこら辺のところ、読みが難しかったということで、今回少し金額が余分にかかっているところになっております。

今後は、ごみの処理量が減っていけば、当然、飛灰の処理量も減っていきますし、こちらの方も状況を見てという形になってくるかと思えます。

それから、資源化については、今のところでこれ以上増やすということは少し難しいということが言われています。ですので、今のところでは増やせないんですが、他に近くのところやってくれそうなところがありますので、こちらの方は、やっていただけるのであるならば少し広げていきたいなど。ただ、かなり資源化の方は、埋立処分よりも金額がかかりますので、経済性ということを考えると、資源化をなかなか増やすというのも難しいかなというふうに思います。

浄化センター、それから不燃も一緒なんですけども、先ほども言ったんですけども、設計の人件費の単価の方なんですけども、公益社団法人の全国都市清掃会議が編集発行しております廃棄物処理施設維持管理業務積算要領を使って算定しておりますので、先方から出てきた数字をそのまま当てて積算しているわけではないというふうにご理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（早川高光）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。最初に反対の討論はありますか。

（「なし」の声あり）

賛成の討論はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

よって、議案第2号「令和8年度東部知多衛生組合一般会計予算」は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

ここで、管理者から閉会の挨拶をいただきます。管理者。

○管理者（岡村秀人）

令和8年東部知多衛生組合議会第1回定例会の閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。本日提出しました案件につきまして、全てお認めいただき厚くお礼を申し上げる次第です。

議員の皆様方におかれましては、東部知多衛生組合の事業推進のために、一層のご指導、ご協力を賜りますことと共に、ご健康でお過ごしくださるようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（早川高光）

これをもちまして、令和8年東部知多衛生組合議会第1回定例会を閉会します。

（閉会）

この会議録は書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東部知多衛生組合議会議長

早 川 高 光

5 番議員

岡 島 ゆ み こ

8 番議員

間 瀬 宗 則